

## 市営住宅の入居要件の見直しについて

### 1 単身者における入居要件の見直し

#### (1) 見直しの背景

令和6年6月に公布された「住宅確保要配慮者における賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、地域における総合的で包括的な居住支援体制の整備を推進していくこととされております。

こうした状況に鑑み、本市においても単身世帯における入居要件の見直しを行う。

#### (2) 現行制度での単身者の入居要件

・60歳以上 　・生活保護受給者 　・障がい者 　・被災者

※法令等に定める収入基準等の入居資格に当てはまることが必要

#### (3) 入居要件の見直しに伴い適用する住宅確保要配慮者

改正法に基づく入居要件	特記事項	(参考) 札幌市適用
被災者	既に入居要件対象	○
高齢者	既に入居要件対象	○
障がい者	既に入居要件対象	○
中国残留邦人		○
児童虐待を受けた者		○
ハンセン病療養所入所者		○
拉致被害者		○
犯罪被害者		○
保護観察対象者		○
生活困窮者	生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けている者	○
海外からの引揚者		○
原子爆弾被爆者		○
戦傷病者		○
児童養護施設退所者		○
要配慮者に対して必要な生活支援措置等を行う者		○

#### (4) 適用時期(予定)

規則改正及び手続き方法等の所要の整理を行い、令和8年1月からを目途として適用

## 2 世帯向け入居要件に関する同性パートナーの取り扱いについて

### (1)検討の背景

- ・国では、令和5年6月に施行された「性的思考及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(通称:LGBT理解増進法)」は各分野への波及
- ・令和6年3月、最高裁判所判例を通じて、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に『同性パートナー』を含むという解釈が出されたことから、住宅関係法令における「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」と同様の文書を用いた規定についても、同様の整理した旨の国土交通省からの通知

### (2)市における取り扱い方針

国等からの通知及び道などの取組、各規定の趣旨に鑑み、多様化するニーズへの対応に向け、対象者の申し出により、『同性パートナー』を対象として取り扱う。

### (3)適用時期(予定)

手続き方法等の所要の整理を行い、令和8年1月からを目途として適用